

医療保険制度が変わります

10月1日から



国民健康保険・老人保健制度で医療を受けている方へ

10月1日から、医療保険制度が変わります。国民健康保険に加入している方、老人保健制度で医療を受けている方は、ご注意ください。

今回の制度改正についてのパンフレットを、市報と一緒に配りしています。

国民健康保険に加入している方

9月の市議会定例会で可決されると、次のように変わります。

医療機関窓口の患者負担割合(一部負担金)が変わります

国民健康保険の一般被保険者の中でも年齢によって窓口で支払う一部負担金が変わります。

3歳未満の乳幼児…3割から2割負担に
3歳以上70歳未満…3割負担(現行どおり)
70歳以上…1割負担(一定以上の所得者は2割負担)

昭和7年9月30日以前に生まれた方は、引き続き老人保健制度で診療を受けることとなります(左記老人保健制度で医療を受けている方参照)。

高額療養費の自己負担限度額が変更になります

70歳未満の方…表1
70歳以上の方…表2

高額療養費…同じ方が同じ月に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

退職者医療制度の対象年齢が変わります

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げに合わせて、「70歳未満」から「75歳未満」に5年間で段階的に引き上げられます。

なお、70歳未満の方の一部負担は、これまでどおり2割負担(被扶養者・外来3割)ですが、70歳以上になると、定率1割負担(一定以上所得者は定率2割負担)となります。

保険年金課(☎内線4171)

老人保健制度で医療を受けている方

対象年齢が変わります

老人医療の対象年齢は、75歳以上(65歳以上で一定の障害のある方です。ただし、平成14年9月30日までに70歳以上の方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は、75歳未満でも、引き続き老人保健の対象者になります。

新しい老人医療受給者証は、9月末にお送りします。

平成14年10月1日以降70歳になる方は、75歳になるまでは引き続き現在加入する医療保険で医療を受けます。

一部負担金が定率になりま

表2 70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

	外来のみ	入院
一定以上所得がある方	4万200円	7万2,300円(4万200円)+医療費が36万1,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 ()内は、過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合
一般	1万2,000円	4万200円
低所得者	8,000円	2万4,600円
		1万5,000円

注1 低所得者は、その属する世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税である方
注2 低所得者は、その属する世帯の世帯主、および世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方
(年収例) 単身世帯の場合(年金収入のみ)…約65万円以下
夫婦2人世帯の場合(年金収入のみ)…約130万円以下

表1 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

一定以上所得がある方	13万9,800円(7万7,700円)+実際にかかった医療費が、69万9,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
一般	7万2,300円(4万200円)+実際にかかった医療費が、36万1,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
低所得者(住民税非課税)	3万5,400円(2万4,600円)

()内は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額

医療機関等で支払う一部負担金は外来・入院とも医療費の定率1割となります。一定以上の所得のある方は2割の負担となります。

老人保健制度の自己負担限度額が変わります

平成14年10月以降医療機関等に受診したときは、かかった医療費の1割全額を医療機関等に支払うこととなりますが、高齢者の方の負担が重くなりすぎないように、外来・入院とも1か月に支払う自己負担限度額には上限が設けられています(表2)。

1か月の医療費が高額になった場合には、市の担当窓口へ申請してください。申請が認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。

医療費が高額になった場合は、必ず申請してください。

高齢福祉課(保☎内線2336)

「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画(第2期)」

中間のまとめ

西東京市では、市内のすべての高齢者を対象とした高齢者保健福祉事業全般に係る計画である「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業を対象とする「介護保険事業計画(第2期)」を策定しています。

高齢者保健福祉計画は「西東京市高齢者保健福祉計画検討委員会」が、介護保険事業計画(第2期)は「西東京市介護保険運営協議会」がそれぞれ検討し、中間報告をとりまとめましたので、その概要をお知らせします。

高齢福祉課(保☎内線2332)、介護保険課(保☎内線2321)

「こころが新しくなります」

西東京市の高齢者福祉の体系が新しくなります

社会参加、健康づくり、生活支援、介護保険に関する施策体系を新しく作り、市民の皆さんにわかりやすいものとしていきます。

新しい高齢者保健福祉施策を検討しています

高齢者の自立を支える健康づくり、権利擁護などの新しい保健福祉施策を計画の中に盛り込んでいきます。

第1号被保険者の保険料が変わります

介護保険事業計画(第2期)では、平成15年度・17年度の第1号被保険者の保険料(基準額)を試算しています。

計画の考え方

高齢者保健福祉計画
高齢者保健福祉計画では、「いつまでもすこやかで、いきいきとした暮らしを支えあう」みんなのできる・新しいまち西東京市の高齢社会」を基本理念に、9つの基本目標を新たに設け、施策を推進します。

(基本目標)
活動的な暮らしの支援
健康増進・介護予防の推進
住み慣れた地域における自立生活の支援
痴ほう性高齢者等の支援の促進
痴ほう性高齢者寝たきり高齢者等の介護者支援の拡充
利用者本位のサービスの確保

市民懇談会を開催します

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第2期)」の中間のまとめに対する市民懇談会を開催します。ぜひご参加ください!

とき・ところ 9月28日(土)・スポーツセンター1階会議室 9月29日(日)・田無庁舎2階202・203会議室

時間は、いずれも午後1時30分～4時

情報公開と多様な選択・自己決定の尊重
多様なサービス供給主体とパートナーシップ、協働利用者の権利擁護
健康づくり・予防の重視
介護保険事業計画(第2期)に向けた保険料一次試算
介護保険制度では利用者の自己負担1割を除く保険給付(9割)費用の半分を40歳以上の方の保険料で、半分を公費で賄っています。

このうち、第1号被保険者(65歳以上)は、保険給付の7割を負担していますが、平成15年度から、18割に変わります。

この前提条件のもとで、試算を行っています。

今後は、市民懇談会での意見やアンケート調査結果、介護報酬単価の改定等の変動要因を考慮しながら、介護保険運営協議会でさらに検討を進めます。

中間のまとめのパンフレット(概要版)を配布します

中間のまとめのパンフレット(概要版)を9月中旬下旬に全世帯に配布します。

お配りするパンフレットには、アンケート用紙が入っています。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第2期)中間のまとめへのご意見をお寄せください。

